

臨時災害放送局の開設状況等について

令和2年1月29日

事務局

制度の概要

- 臨時災害放送局とは、暴風・豪雨・洪水・地震・大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、臨時かつ一時的に開設される超短波(FM)放送局(地上基幹放送局)。
避難所の情報、ライフラインの復旧情報等、被災者に役立つ生活関連情報を提供。

開設の手続き等

- ①既設FM放送の空き周波数の中から、②他の無線局に混信等の影響を与えないことを前提に、周波数を割り当て。
- 「臨機の措置」による免許手続きが可能。
 - ⇒ 口頭による免許申請・免許伝達により、即時の放送開始が可能(申請書類の提出、免許状の交付は事後処理)。
 - * 早期の円滑な開設には、「送信所等の場所や機材、人材、経費」等の確保が必要であり、平時からの連携、情報共有が重要。

(参考1) コミュニティ放送局との主な違い

	臨時災害放送局	コミュニティ放送
免許主体	被災地の地方公共団体等(災害対策放送を行うのに適した団体)	民間法人(株式会社等)
空中線電力	必要に応じ最小限(2.3Wから300Wまでの空中線電力を免許した実績あり。)	原則20Wまで
免許の期間	災害対策放送の目的を達成するために必要な期間。再免許可能。	5年間。再免許可能。

(参考2) 現在運用中の局

- 北海道厚真町 (北海道胆振東部地震(平成30年9月6日)発生の際に開設)
- 長野県長野市 (令和元年台風第19号の際に開設)

臨時災害放送局 開設実績一覧(災害の類型別)

類型	開設された局(親局)
地震(40件)	<p>阪神淡路大震災(平成7年1月17日発災) ……1件 ・兵庫県(H7.2.14~H7.3.31)<300W></p> <p>新潟県中越地震(平成16年10月23日発災) ……2件 ・新潟県長岡市(H16.10.27~H16.12.27) <50W> ・新潟県十日町市(H16.10.29~H16.11.30)<10W></p> <p>新潟県中越沖地震(平成19年7月16日発災) ……1件 ・新潟県柏崎市(H19.7.25~H19.8.25)<10W></p> <p>東日本大震災(平成23年3月11日発災) ……30件 ・岩手県花巻市(H23.3.11~H23.4.3)<100W> ・岩手県奥州市(H23.3.12~H23.3.29)<150W> ・茨城県鹿嶋市(H23.3.12~H23.5.31)<50W> ・茨城県つくば市(H23.3.14~H23.5.13)<80W> ・宮城県大崎市(H23.3.15~H23.5.14)<50W> ・宮城県登米市(H23.3.16~H25.3.15)<100W> ・福島県福島市(H23.3.16~H24.2.29)<100W> ・宮城県石巻市(H23.3.16~H27.3.25)<100W> ・宮城県塩竈市(H23.3.18~H25.9.26)<100W> ・岩手県宮古市(H23.3.19~H25.8.26)<20W> ・宮城県岩沼市(H23.3.20~H26.3.31)<100W> ・宮城県山元町(H23.3.21~H29.3.31)<30W> ・宮城県気仙沼市(H23.3.22~H29.6.26)<30W> ・宮城県亘理町(H23.3.24~H28.3.31)<20W> ・岩手県大船渡市(H23.3.28~H25.3.31)<30W> ・福島県いわき市(H23.3.28~H23.5.27)<100W> ・福島県相馬市(H23.3.29~H26.3.31)<30W> ・岩手県釜石市(H23.4.7~H29.3.31)<30W> ・福島県須賀川市(H23.4.7~H23.8.7)<30W> ・宮城県名取市(H23.4.7~H27.2.28)<50W> ・福島県南相馬市(H23.4.15~H30.3.31)<20W> ・宮城県女川町(H23.4.21~H28.3.30)<20W> ・宮城県気仙沼市(旧本吉町)(H23.4.22~H29.6.26)<20W> ・宮城県南三陸町(H23.5.17~H25.3.31)<10W> ・岩手県宮古市(旧田老町)(H23.5.31~H26.3.31)<10W> ・茨城県高萩市(H23.6.8~H25.3.31)<20W> ・岩手県陸前高田市(H23.12.10~H30.3.22)<20W> ・福島県富岡町(H24.3.9~H30.3.31)<10W> ・岩手県大槌町(H24.3.28~H28.3.18)<10W> ・茨城県取手市(H24.8.1~H25.1.31)<10W>※</p> <p>平成28年熊本地震(平成28年4月14日発災) ……4件 ・熊本県熊本市(H28.4.18~H28.4.30)<20W> ・熊本県甲佐町(H28.4.23~H28.7.31)<30W> ・熊本県御船町(H28.4.25~H29.3.31)<30W> ・熊本県益城町(H28.4.27~H31.3.26)<100W></p> <p>平成30年北海道胆振東部地震(平成30年9月6日発災) ……2件(うち1件継続中) ・北海道むかわ町(H30.9.18~H30.10.2)<50W> ・北海道厚真町(H30.9.20~継続中)<50W></p>
豪雨(12件)	<p>・島根県津和野町(平成25年7月26日からの大雨 H25.7.29~8.6)<50W→100W(7/29指定変更)></p> <p>・兵庫県丹波市(平成26年8月16日からの大雨 H26.9.17~11.30)<15W> ・茨城県常総市(平成27年9月10日からの大雨 H27.9.14~11.30)<50W></p> <p>・栃木県栃木市(平成27年9月10日からの大雨 H27.9.15~11.1)<20W> ・福岡県朝倉市(平成29年九州北部豪雨 H29.7.21~H30.12.28)<100W></p> <p>・栃木県小山市(平成29年10月16日からの大雨 H29.10.23~10.24)<20W> ・広島県熊野町(平成30年7月豪雨 H30.7.13~H30.10.3)<50W></p> <p>・広島県坂町(2局)(平成30年7月豪雨 H30.7.19~10.31)<30W/10W> ・東京都狛江市(令和元年台風第19号 R1.10.12~R1.10.13)<2.3W></p> <p>・茨城県大子町(令和元年台風第19号 R1.10.13~R1.10.19)<10W→100W(10/15指定変更)></p> <p>・長野県長野市(令和元年台風第19号 R1.11.25~継続中)<50W></p>
雪害(1件)	<p>・秋田県横手市(平成23年1月東北豪雪 H23.1.25~H23.3.31)<20W></p>
火山(2件)	<p>・北海道虻田町(北海道有珠山 H12.5.8~H13.3.31)<30W></p> <p>・宮崎県高原町(宮崎県新燃岳 H23.4.1~H24.3.31)<20W></p>

※)取手市については、東日本大震災直接の災害対策ではなく、東京電力福島第一原子力発電所の放射線量情報提供が目的。
注)赤字の自治体はコミュニティFMから臨災局へ移行し、臨災局廃止後コミュニティFMに戻った局(14市14局)、青字の自治体は臨災局廃止後、新たにコミュニティFMへ移行した局(9市11局)、緑字の自治体はコミュニティFMが予備免許中に臨災局に移行し、予備免許に戻った局(2市2局)

放送法（抜粋）（昭和25年法律第132号）

（番組基準等の規定の適用除外）

第8条 前3条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

（災害の場合の放送）

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

（※）第8条に記載されている「前3条の規定」とは、番組基準等に係るものである。

放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規第10号）

（番組基準等の規定の適用除外）

第7条 法第8条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。《2項のみ記載》

2 法第8条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

- 一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること
- 二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと

- 「コミュニティ放送」は、地域の活性化等に寄与することを目的として、超短波(FM)放送により、市区町村の一部の区域※において、地域の話題や行政、観光、交通等の地域の需要に応えたきめ細かな情報等を提供する地域密着型メディアとして平成4年1月に制度化。令和元年12月末現在、47都道府県において332事業者が開局。

※ 地域的一体性がある場合は、隣接する他の市区町村の一部の区域、さらに、住民のコミュニティとしての一体性がある場合は、隣々接する他の市区町村の一部の区域を併せて放送区域とすることが可能。

- コミュニティ放送の放送出力(空中線電力)は、原則20ワット以下で必要最小限であること。放送区域は概ね半径5～15km程度をカバー。また、コミュニティ放送が利用する周波数帯は、76.1MHzから94.9MHzであり、市販されているFMラジオで聴くことが可能。
- コミュニティ放送は、広域・県域ラジオ局とは異なり非公示無線局と規定されており、申請者自身で未利用(空き)周波数を見つけ、先に申請した者から審査する先願主義を採用。

《空中線電力の上限値》

原則20W以下

(かつ、放送を行おうとする地域を放送区域とするために必要最小限の値)

《使用可能な周波数》

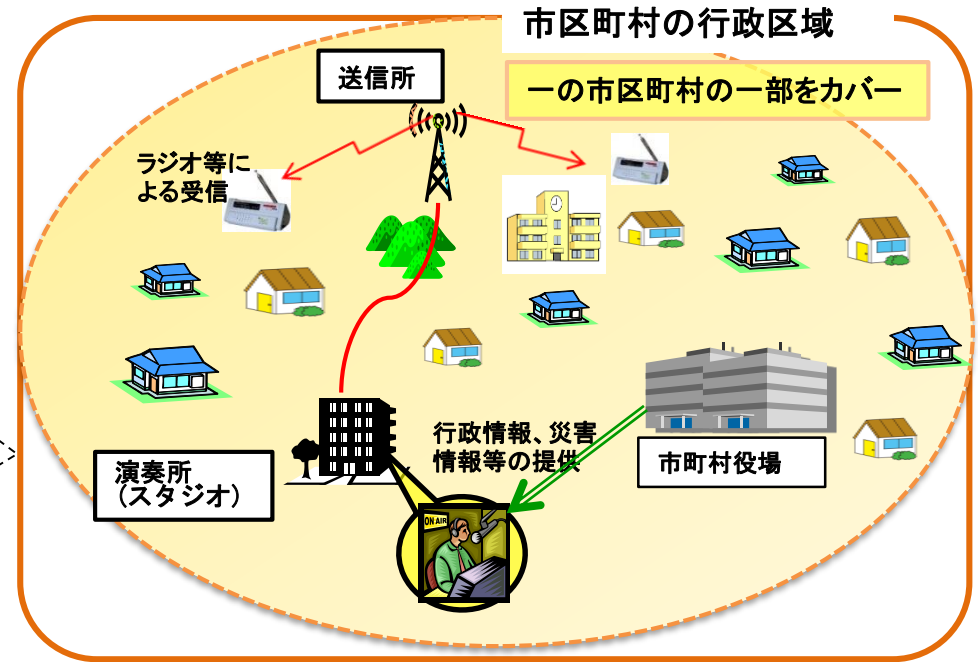
◇ 76.1MHzから94.9MHzまでの

0.1MHz間隔の周波数で、開設を希望する地域で周波数の割り当てが可能なものを指定。

【放送番組の例】

- 生活情報(道路交通情報、病院の案内、天気予報等)
- 行政情報(市町村広報、市町村議会情報、災害情報等)
- 観光情報(観光地、観光施設、各種イベントの案内等)
- 報道(地域ニュース)
- 娯楽(音楽等)
- その他(コマーシャル)

→ 地域密着情報が1週間の放送時間の半分を占めること。



■ 関東地区では、コミュニティ放送の放送局が多く開設されている。

茨城県: 7局

設置場所	周波数	出力
つくば市	84.2MHz	10W
大子町	77.5MHz	10W
牛久市	85.4MHz	20W
高萩市	76.8MHz	20W
鹿嶋市	76.7MHz	20W
水戸市	76.2MHz	20W
日立市	82.2MHz	20W

群馬県: 7局

設置場所	周波数	出力
伊勢崎市	76.9MHz	20W
桐生市	77.7MHz	20W
高崎市	76.2MHz	20W
玉村町	77.3MHz	10W
沼田市	76.5MHz	20W
前橋市	84.5MHz	10W
太田市	76.7MHz	20W

埼玉県: 9局

設置場所	周波数	出力
さいたま市浦和区	87.3MHz	20W
越谷市	86.8MHz	20W
熊谷市	87.6MHz	20W
鴻巣市	76.7MHz	10W
川口市	85.6MHz	20W
秩父市	79MHz	20W
朝霞市	77.5MHz	10W
三芳町	84MHz	10W
入間市	77.7MHz	20W

栃木県: 4局

設置場所	周波数	出力
宇都宮市	77.3MHz	20W
小山市	77.5MHz	20W
栃木市	85.7MHz	20W
下野市	87.9MHz	10W

東京都: 16局

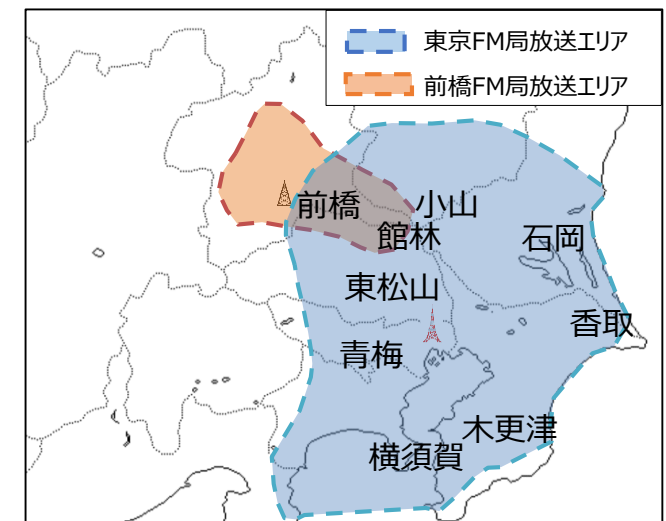
設置場所	周波数	出力
葛飾区	78.9MHz	20W
江戸川区	84.3MHz	10W
江東区	88.5MHz	20W
狛江市	85.7MHz	2.3W
渋谷区	87.6MHz	20W
世田谷区	83.4MHz	20W
西東京市	84.2MHz	20W
中央区	84MHz	10W
調布市	83.8MHz	20W
東久留米市	85.4MHz	2W
東村山市	79MHz	10W
八王子市	77.5MHz	20W
品川区	88.9MHz	20W
府中市	87.4MHz	10W
立川市	84.4MHz	5W
武蔵野市	78.2MHz	20W

千葉県: 5局

設置場所	周波数	出力
君津市	83.4MHz	20W
市原市	76.7MHz	20W
市川市	83MHz	20W
成田市	83.7MHz	20W
八千代市	85.8MHz	20W

神奈川県: 15局

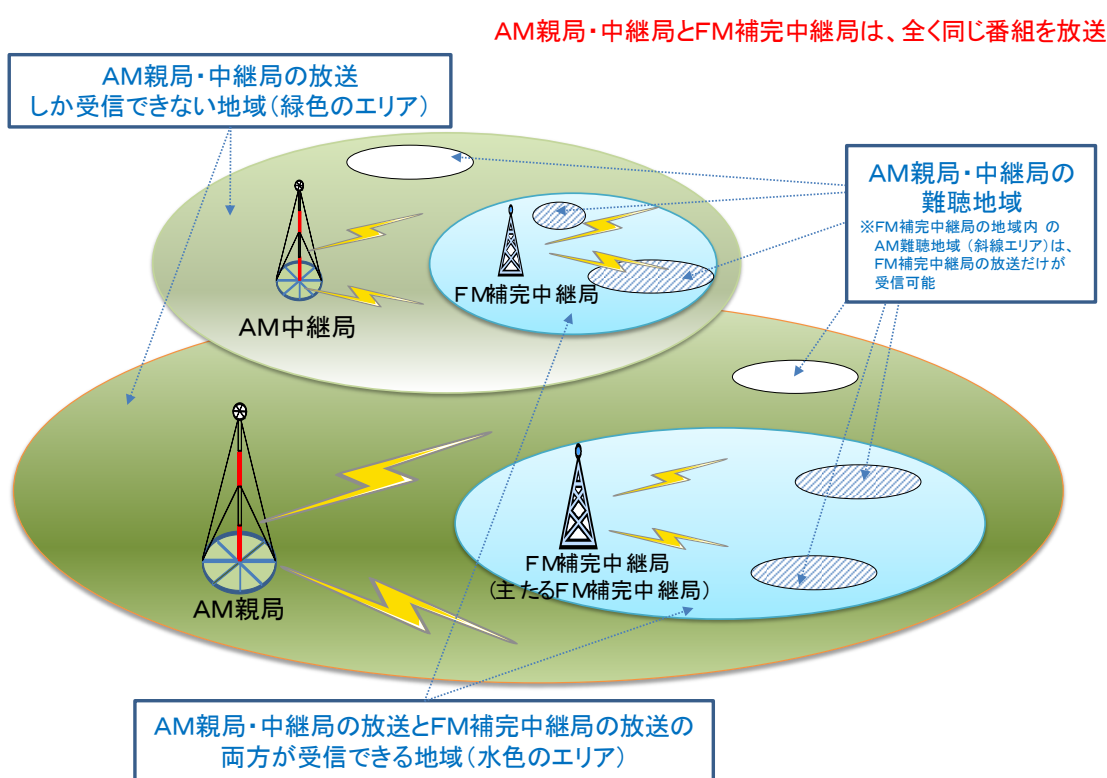
設置場所	周波数	出力
清川村	83.6MHz	2W
横須賀市	78.5MHz	20W
横浜市戸塚区	83.7MHz	10W
横浜市青葉区	84.1MHz	20W
横浜市中区	86.1MHz	20W
海老名市	84.2MHz	15W
鎌倉市	82.8MHz	20W
葉山町	78.9MHz	20W
小田原市	87.9MHz	20W
川崎市中原区	79.1MHz	7W
相模原市中央区	83.9MHz	20W
大和市	77.7MHz	20W
二宮町	85.6MHz	10W
藤沢市	83.1MHz	20W
平塚市	78.3MHz	20W



AMラジオ放送のFM補完中継局

- 2014年(平成26年)4月に、V-Low帯域等を活用した災害対策及び難聴対策（都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策）のため、AMラジオ放送を補完するFM中継局（「FM補完中継局」）の制度を整備。
- 現行制度では、FM補完中継局は、AM親局・中継局の存在が前提。
- 民放AMラジオ社47社のうち44社がFM補完放送を開始済み（残る3社も本年度中に整備完了予定）。

FM補完局のイメージ



※90-94.9MHzの周波数が使用できず真に必要な場合に限る。

超短波放送事業者(FM放送事業者) 親局

放送対象地域	放送事業者	周波数	出力
茨城県	NHK-FM(茨城)	83.2MHz	1kW
栃木県	RadioBerry(FM栃木)	76.4MHz	1kW
	NHK-FM(栃木)	80.3MHz	1kW
群馬県	FM GUNMA	86.3MHz	1kW
	NHK-FM(群馬)	81.6MHz	1kW
埼玉県	FM NACK5	79.5MHz	5kW
	NHK-FM(埼玉)	85.1MHz	5kW
千葉県	bayfm78	78.0MHz	5kW
	NHK-FM(千葉)	80.7MHz	5kW
東京都	TOKYO FM	80.0MHz	10kW
	J-WAVE	81.3MHz	7kW
	NHK-FM(東京)	82.5MHz	7kW
神奈川県	FMヨコハマ	84.7MHz	5kW
	NHK-FM(神奈川)	81.9MHz	5kW

中波放送事業者(AM放送事業者)設置の主たるFM補完中継局

放送対象地域	放送事業者	周波数	出力
関東広域	TBSラジオ	90.5MHz	7kW
	文化放送	91.6MHz	7kW
	ニッポン放送	93.0MHz	7kW
茨城県	茨城放送	94.6MHz	1kW
栃木県	栃木放送	94.1MHz	1kW
神奈川県	RFラジオ日本(予備免許中)	92.4MHz	5kW

中波放送事業者(AM放送事業者)設置のその他のFM補完中継局

放送対象地域	放送事業者	周波数	出力
茨城県	茨城放送	88.1MHz	0.1kW
	茨城放送	88.1MHz	0.02kW
栃木県	栃木放送	91.4MHz	0.02kW
	栃木放送	93.4MHz	0.01kW
	栃木放送	93.4MHz	0.003kW
	栃木放送	93.4MHz	0.001kW